

相模原市の 環境影響評価制度 (環境アセスメント)



環境影響評価制度とは、大規模事業の実施による環境影響を、事業者自らが事前に把握し、その結果を公表して市民、事業者及び行政がそれぞれ意見を出し合い、より環境に配慮した事業計画とするための制度です。

相模原市では、平成26年7月に「相模原市環境影響評価条例」を制定しました。(平成27年7月1日完全施行)

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



相模原市の環境影響評価制度

相模原市の環境影響評価制度では、事業計画の立案の段階において、環境配慮を行い(計画段階配慮)、その結果を反映して事業計画を策定し、当該事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価を行います(環境影響評価)。また、事業の実施に際しては、工事中や供用後の環境の状況を把握するため、事後調査を実施します。

1 計画段階配慮 (配慮書)

事業者は、事業計画の立案の段階(位置、規模等の検討段階)において、1又は2以上の計画案について、既存資料等から環境影響を予測し、比較した結果を「配慮書」としてまとめ、市長へ提出します。その後、市民や行政の意見を踏まえ、その結果を事業計画に反映させることにより、重大な環境影響の回避、低減を図ります。

なお、相模原市が実施する事業以外は、努力義務としています。

2 環境影響評価 (方法書、準備書、評価書)

事業者は、どのような評価項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行おうとするのかを計画し、事業の内容などと併せて「方法書」としてまとめ、市長へ提出し、市民や行政の意見を踏まえ、実際に調査・予測・評価を行います。

調査

対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況について、既存資料調査や現地調査などを行います。

予測

調査結果を基に、事業を実施した結果、環境の状況がどのように変化するか予測します。

評価

予測結果や工事着手後に講じる環境保全措置により、環境影響が可能な限り回避又は低減されているか、評価します。

その後、事業者は、調査・予測・評価の結果や環境保全措置の検討結果を示し、環境の保全に関する事業者の考えを「準備書」としてまとめ、市長へ提出します。

さらに、事業者は、市民や行政の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加えた結果を「評価書」としてまとめ、市長へ提出します。

工事着手 ……

3 事後調査 (事後調査結果報告書)

事業者は、評価書の記載に基づき、予測結果や評価、環境保全措置の検証等を目的として、事業着手後(工事中及び供用後)に事後調査を実施します。実施に当たっては、事後調査の計画を「事後調査計画書」として、実施後にはその結果を「事後調査結果報告書」としてまとめ、市長へ提出します。

【市民参加の機会】

事業者は、方法書、準備書の内容を周知するための説明会を開催します。どなたでも参加することができます。説明会の開催に当たっては、事業者が説明会の開催日時などを対象地域（環境影響を受けるおそれがあると認められる地域）にお住まいの方々等にお知らせいたします。

また、環境の保全の見地からの意見を有する方は、どなたでも配慮書、方法書、準備書の段階で、市長に対し、意見書の提出を行うことができます。

さらに、準備書の段階では、対象地域にお住まいの方々等は、公聴会に出席して意見を述べるすることができます。

なお、図書や市長意見書などは、相模原市のホームページでも公表します。

[\(https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/\)](https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/)

[トップページ](#) ▶ [暮らしの情報](#) ▶ [環境](#) ▶ [環境影響評価](#)

【相模原市環境影響評価審査会】

相模原市環境影響評価審査会は、学識経験者20人以内で構成される市の附属機関です。事業者が作成した配慮書、方法書、準備書について、計画段階配慮事項や環境影響評価の方法、評価結果、環境保全措置等の審査を行います。

また、制度改正や条例の運用に必要な技術指針の検討など、環境影響評価制度に関する重要事項についても審議します。

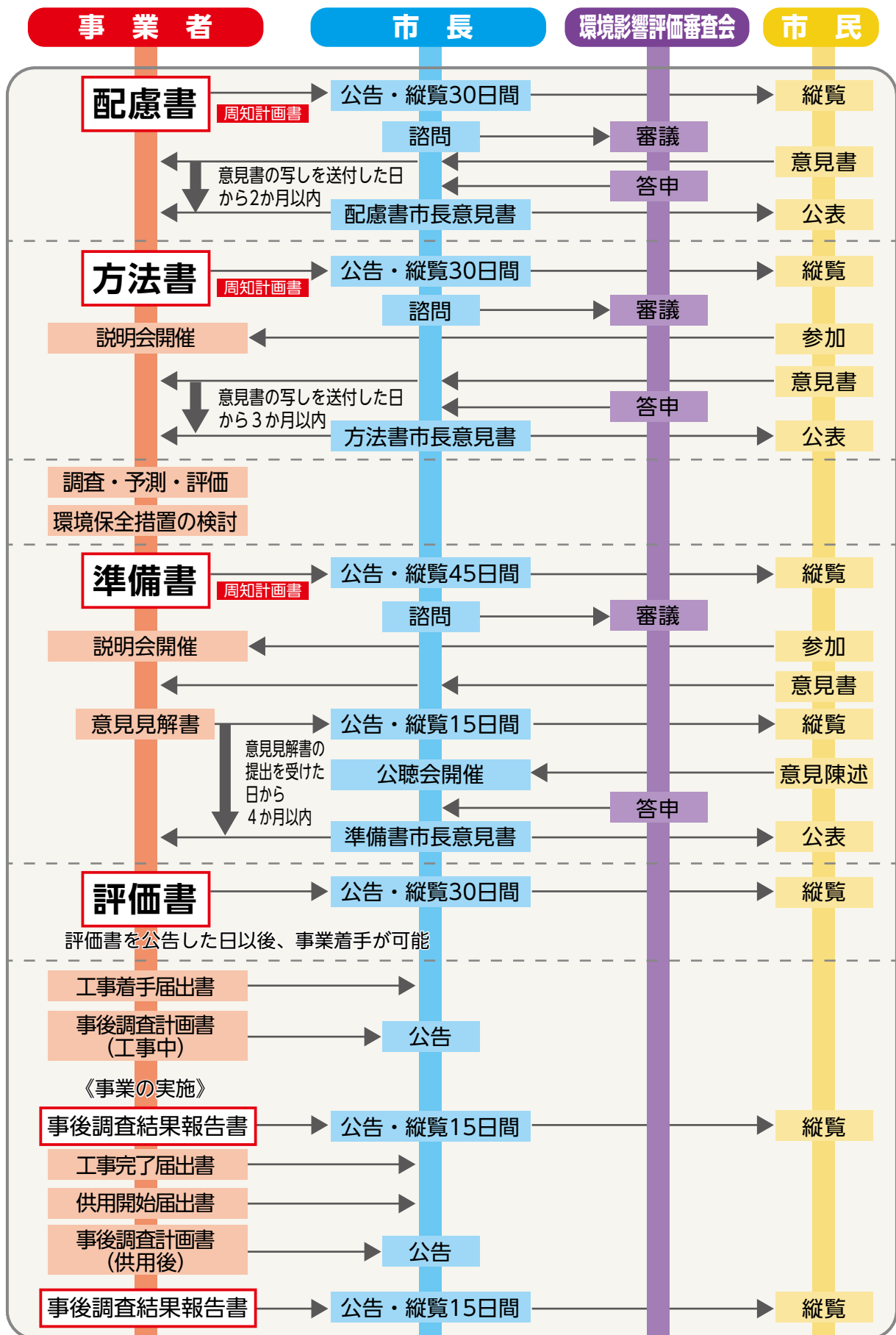
環境影響評価の項目

環境影響評価は、次の項目から、事業や地域の特性などを考慮した上で、必要な項目を選定し、調査・予測・評価を行います。

評価項目	評価細目
大気環境	大気質
	騒音・超低周波音
	振動
	悪臭
	風環境
水環境	地表水
	底質
	地下水・湧水
土壌環境	地形・地質
	地盤
	土壌
植物	
動物	
生態系	

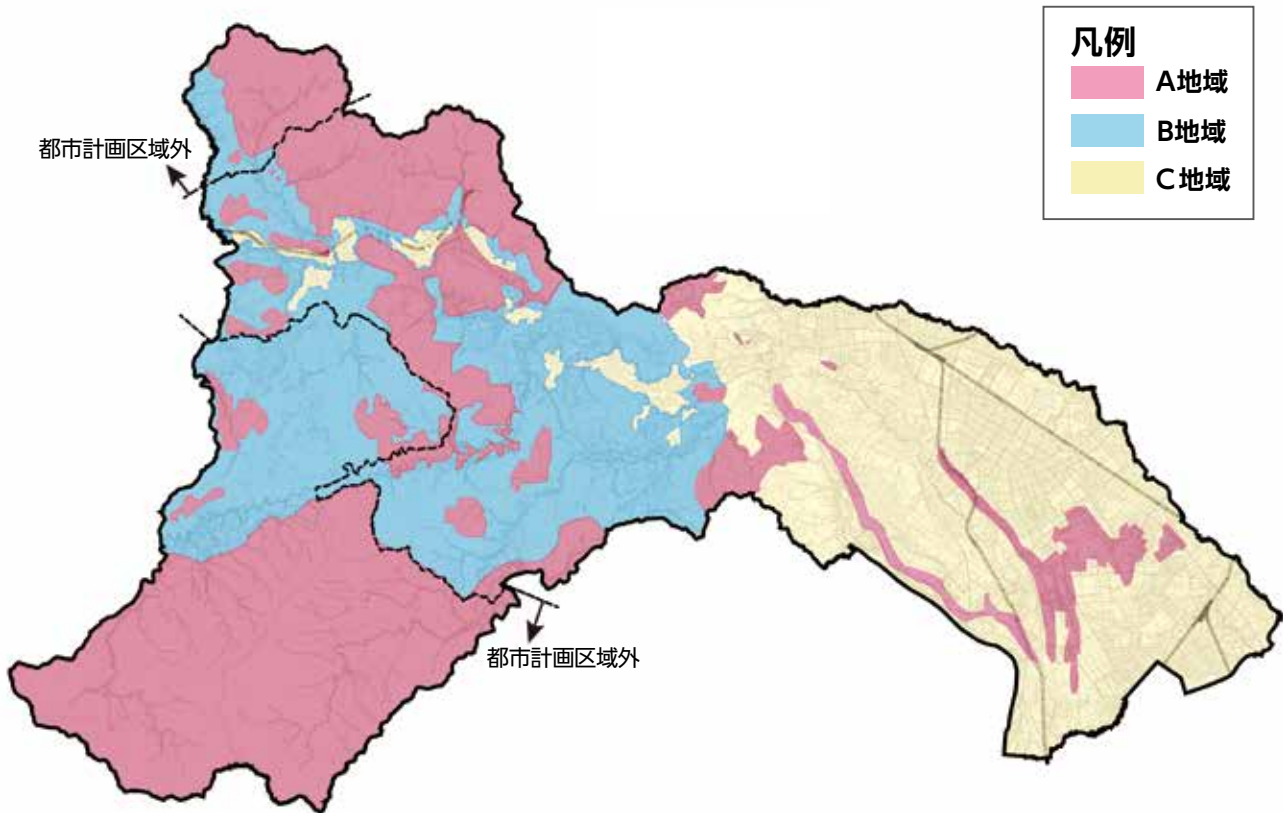
評価項目	評価細目
廃棄物及び発生土	廃棄物
	発生土
温室効果ガス	
日影及び光害	日照阻害
	シャドーフリッカー
	光害
電波障害	
地域分断	
安全	危険物
	交通混雑
	交通安全
景観	
ふれあい活動の場	
文化財	

条例の手續の流れ



条例の地域区分

本市の地域特性を踏まえ、市域を3つの地域に区分し、対象事業の規模要件を地域区分ごとに定めています。



※この地図は参考情報ですので、最終的な確認は、環境政策課までお問い合わせください。

地域の区分	区分の考え方	対象地域
A地域	豊かな自然環境を保全するため、事業実施に当たり特に環境配慮を要する地域	<ul style="list-style-type: none"> ○国定公園 ○県立自然公園 ○自然環境保全地域 ○近郊緑地保全区域 ○特別緑地保全地区
B地域	集落や農地と自然環境が共存しており、事業実施に当たり一定の環境配慮を要する地域	<ul style="list-style-type: none"> ○下記2地域のうち、A地域に含まれる地域を除く地域 <ul style="list-style-type: none"> ・非線引き都市計画区域のうち、用途地域の指定のない地域 ・都市計画区域外の地域
C地域	事業実施に当たり標準的な環境配慮を要する地域	<ul style="list-style-type: none"> ○A地域及びB地域を除く地域

条例の対象事業

この表は、条例施行規則別表第1を要約したものです。詳細は、同表を参照してください。

事業の種類		規模、実施される地域等		
		A地域	B地域	C地域
1 道路の建設	高速自動車国道	全事業		
	自動車専用道路	延長 2km 以上	延長 5km 以上	4車線以上かつ延長 5km 以上
	自動車道	延長 2km 以上	2車線以上かつ延長 5km 以上	4車線以上かつ延長 5km 以上
	林道	幅員 5m 以上かつ延長 2km 以上	幅員 5m 以上かつ延長 7.5km 以上	幅員 5m 以上かつ延長 10km 以上
	一般道路又は農業用道路	幅員 5m 以上かつ延長 2km 以上	2車線以上又は幅員 12m 以上かつ延長 5km 以上	4車線以上又は幅員 16m 以上かつ延長 5km 以上
2 鉄道又は軌道の建設		線路の延長 1km 以上		
3 鋼索鉄道又は索道の建設		全事業		
4 操車場又は検車場の建設		敷地面積 1ha 以上	敷地面積 7.5ha 以上	敷地面積 10ha 以上
5 飛行場の建設		敷地面積 1ha 以上		
6 工場又は事業場の建設		敷地面積 1ha 以上	敷地面積 7.5ha 以上	敷地面積 10ha 以上
		排水量 1 万 m^3 /日以上		
		燃料使用量 4 k ℓ /時以上		
7 電気工作物の建設	水力発電所	出力 1,000kW 以上	出力 1.5 万 kW 以上	出力 2 万 kW 以上
	火力発電所	出力 2 万 kW 以上		
	地熱発電所	全事業	出力 5,250kW 以上	出力 7,000kW 以上
	原子力発電所	全事業		
	太陽電池発電所	出力 400kW 以上	出力 6,000kW 以上	出力 8,000kW 以上
	風力発電所	出力 500kW 以上	出力 3,750kW 以上	出力 5,000kW 以上
	変電所	敷地面積 1ha 以上	敷地面積 3ha 以上	敷地面積 3ha 以上
	送電線	電圧 17 万 V 以上かつ延長 1km 以上	電圧 17 万 V 以上かつ延長 7.5km 以上	電圧 17 万 V 以上かつ延長 10km 以上
8 研究所の建設		敷地面積 1ha 以上	敷地面積 7.5ha 以上	敷地面積 10ha 以上
9 高層建築物の建設		高さ 60m 以上かつ延床面積 3万 m^2 以上	高さ 75m 以上かつ延床面積 3.75 万 m^2 以上	高さ 100m 以上かつ延床面積 5 万 m^2 以上
10 大規模商業施設の建設		店舗面積 1 万 m^2 以上	店舗面積 3.75 万 m^2 以上	店舗面積 5 万 m^2 以上
11 大規模物流施設の建設		延床面積 1 万 m^2 以上	延床面積 7.5 万 m^2 以上	延床面積 10 万 m^2 以上(工業地域、工業専用地域等: 20 万 m^2 以上)
12 廃棄物処理施設の建設		敷地面積 1ha 以上	敷地面積 3ha 以上	敷地面積 3ha 以上
焼却・溶融・焼成の処理能力 200t/日以上				

事業の種類	規模、実施される地域等		
	A地域	B地域	C地域
13 下水道終末処理場の建設	敷地面積 1ha 以上	敷地面積 7.5ha 以上	敷地面積 10ha 以上
14 都市公園の建設	敷地面積 3ha 以上	敷地面積 37.5ha 以上	敷地面積 50ha 以上
15 工業団地の造成	施行区域の面積 1ha 以上	施行区域の面積 7.5ha 以上	施行区域の面積 10ha 以上
16 研究所団地の造成	施行区域の面積 1ha 以上	施行区域の面積 7.5ha 以上	施行区域の面積 10ha 以上
17 流通団地の造成	施行区域の面積 1ha以上	施行区域の面積 7.5ha以上	施行区域の面積 10ha以上
18 ダムの建設	堤高15m以上		
19 取水堰（ぜき）の建設	堤長200m以上		
20 放水路の建設	土地形状の変更面積1ha以上	土地形状の変更面積15ha以上	土地形状の変更面積 20ha以上
21 土石の採取	採取場の面積 1ha以上	採取場の面積 7.5ha以上	採取場の面積 10ha以上
22 墓地又は墓園の造成	施行区域の面積 1ha以上	施行区域の面積 15ha以上	施行区域の面積 20ha以上
23 住宅団地の造成	施行区域の面積 1ha以上	施行区域の面積 15ha以上	施行区域の面積 20ha以上
24 学校用地の造成	施行区域の面積 1ha以上	施行区域の面積 15ha以上	施行区域の面積 20ha以上
25 レクリエーション施設用地の造成	施行区域の面積 1ha以上	施行区域の面積 15ha以上	施行区域の面積 20ha以上
26 浄水施設又は配水施設用地の造成	施行区域の面積 1ha以上	施行区域の面積 15ha以上	施行区域の面積 20ha以上
27 土地区画整理事業	施行区域の面積 1ha以上	施行区域の面積 30ha以上	施行区域の面積 40ha以上
28 公有水面の埋立て	埋立区域の面積 1ha以上	埋立区域の面積 11.25ha以上	埋立区域の面積 15ha以上
29 土砂等の埋立て等	埋立等区域の面積 1ha以上	埋立等区域の面積 15ha以上	埋立等区域の面積 20ha以上
30 その他の造成	施行区域の面積 1ha以上	施行区域の面積 15ha以上	施行区域の面積 20ha以上

○対象事業に係るその他の事項

複合事業

複数の造成事業等で個々には対象事業の規模要件に満たないが、隣接した区画で、5年以内に同一事業者により実施され、環境影響が総体として著しいものとなるおそれがある場合には、対象事業となります。

既存施設の建替え特例

既存の施設を除却し、新たに同種の施設を建設する事業で、規模や能力等が既存のものより大きくならないなど、一定の要件を満たす場合には、対象事業から除外しています。

※具体的な事業への適用については、環境政策課までお問い合わせください。

環境影響評価法との関係

条例では、環境影響評価法の対象事業に対する市長意見の形成手続を定めており、市長が意見を述べようとする場合は、環境影響評価審査会の意見を聴きます。

また、事後調査手続については、条例対象事業と同様に、法対象事業に対しても、実施を義務付けています。

相模原市の環境影響評価制度（環境アセスメント）

令和3年1月発行

＜お問い合わせ先＞

相模原市 環境経済局 環境共生部 環境政策課
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
電話042-769-8240

このパンフレットは、再生紙を使用しています。